公益信託金子八郎奨学基金第二期決算公告

一、事業内容
　全国の四年生大学および信州大学大学院へ進学した個人五名（内私費外国人留学生一名）に計四、〇〇〇、〇〇〇円の奨学金を支給した。
二、財産目録（平成二十三年三月三十一日現在）
　資産合計　二九七、五四一、八九一円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　二九七、五四一、八九一円
平成二十三年六月二十四日
　長野県長野市大字中御所字岡田一七八番地
　八十二銀行公益信託金子八郎奨学基金
　受託者　株式会社八十二銀行

配当公告

名古屋市名東区亀の井三丁目四三番地の一
　破産者　被相続人水野園子相続財産
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三三四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金四九、一一五、三九五円
一、配当することのできる金額
　金一〇、九三八、〇〇七円
（内優先的破産債権額　金五八九、七八〇円）
平成二十三年六月二十四日
　名古屋市中区錦二丁目一五番一五号豊島ビル一〇階　石原総合法律事務所
　破産管財人　伊藤歌奈子

配当公告

愛知県幡豆郡一色町大字赤羽字北荒子七一番地一
　破産者　太陽石油株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第四八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金三二〇、三四三、三六五円
（内優先債権額　金一、〇一九、三三三円）
一、配当することのできる金額
　金一〇、四三二、七〇五円
（内優先債権額　金一、〇一九、三三三円）
平成二十三年六月二十四日
　愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三五番地一
　破産管財人　天野　太郎

配当公告

三重県鈴鹿市白子四丁目一二番二〇号
　破産者　関島　良雄
右の者に対する津地方裁判所平成二十一年（フ）第三五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金四一、八三九、四四六円
一、配当することのできる金額
　金一三、九一八、二一九円
平成二十三年六月二十四日
　三重県津市中央四番一一号橋本ビル二〇三号
　破産管財人　浅尾　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北六条西二五丁目二八番地、最後の住所札幌市手稲区手稲本町四条四丁目一番三七号手稲ハイツB―7号
　被相続人　亡　奥山　黎子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　事務所札幌市豊平区福住三条一丁目二番八―四〇四号
　相続財産管理人　松下　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東根市中央三丁目一五番、最後の住所山形県東根市中央三丁目一五番三五号
　被相続人　亡　田嶋　潤一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区小島二丁目一四番地、最後の住所茨城県那珂市菅谷三八九九番地三
　被相続人　亡　福田　富男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階
　相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市大迫町亀ケ森第二二地割五七番地、最後の住所青森県八戸市大字売市字下久根二〇番地　被相続人　亡　佐藤　東洋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号ＭＡＮＡＸ八階　内山法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　内山　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市鵜野森一丁目五七一番地、最後の住所神奈川県相模原市鵜野森一丁目二八番一三号Ｄ四―五〇五
　被相続人　亡　木村　正徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番一六号第一足立ビル三階　弁護士法人相模原法律事務所・相模大野事務所
　相続財産管理人　弁護士　徳久　京子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区三條通大橋東入大橋町一〇五番地、最後の住所福井県小浜市深谷第一〇号一三番地の二　被相続人　亡　片岡由紀子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年六月二十四日
　福井県敦賀市呉竹町一丁目三〇番一一号
　相続財産管理人　司法書士　杉谷　英昭

平成22年度決算公告　平成23年6月24日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

タフ・ムーン・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	698
	固定資産	8,507,887
	合計	8,508,585
負債及び本店勘定の部	流動負債	884,278
	固定負債	7,624,190
	本店勘定	108
	剰余金	9
	当期未処分利益	9
	合計	8,508,585

平成22年度決算公告　平成23年6月24日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

タフ・アース・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	698
	固定資産	8,507,887
	合計	8,508,585
負債及び本店勘定の部	流動負債	884,278
	固定負債	7,624,190
	本店勘定	108
	剰余金	9
	当期未処分利益	9
	合計	8,508,585

平成22年度決算公告　平成23年6月24日

東京都千代田区大手町一丁目２番１号

タフ・ビーナス・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,583
	固定資産	2,107,574
	合計	2,118,157
負債及び本店勘定の部	流動負債	236,831
	固定負債	1,881,216
	本店勘定	108
	剰余金	2
	当期未処分利益	2
	合計	2,118,157